

平成18年度介護保険料の納付額について

65歳以上の方の介護保険料は所得や住民税課税状況によって決定し(表1参照)、納め方は納付書や口座振替で納める普通徴収と年金からの天引きによる特別徴収に分かれます。

◎普通徴収……7月中旬送付の納付書により納期限日(表2参照)までに納めます。納め忘れを防ぐため、口座振替の利用をお勧めします。(申し込み用紙は金融機関窓口にあります)

○普通徴収の対象となる方……年金の年額が18万円未満または受給していない方、4月1日の時点で年金を受けてない方、老齢福祉年金を受給されている方、平成18年度中に65歳になられた方

◎特別徴収……年金支給月(偶数月)に天引きによる納付となります。介護保険料額のお知らせは7月中旬に発送します。

※特別徴収(天引き)の対象となる年金が拡大されました。これまで、遺族年金・障害年金からは天引きできませんでしたが、平成18年10月からは天引きによる納付となります。(年額18万円以上受給の場合)この場合、7・8・9月は普通徴収となります。

表1【平成18年度介護保険料】

段階	区分(平成18年度の住民税課税状況による)	保険料(年額)	
第1段階	生活保護受給者か老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税	23,940円	基準額×0.5
第2段階	住民税非課税世帯で本人の[合計所得金額+課税年金収入額]が80万円(年間)以下	23,940円	基準額×0.5
第3段階	住民税非課税世帯で本人の[合計所得金額+課税年金収入額]が80万円(年間)を超える	35,910円	基準額×0.75
第4段階	本人が住民税非課税(世帯内に課税者がいる)	47,880円	(基準額)
第5段階	本人が住民税課税で合計所得金額が200万円未満	59,850円	基準額×1.25
第6段階	本人が住民税課税で合計所得金額が200万円以上	71,820円	基準額×1.5

※税制改正の影響で住民税が課税となり、保険料段階が上昇した場合には、負担を段階的に引き上げる激変緩和措置がとられます。

表2【平成18年度普通徴収介護保険料納期限日及び口座振替日】

第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期
7月31日	8月31日	10月2日	10月31日	11月30日	1月4日

※納期限日を過ぎると介護保険料に加えて、督促手数料100円がかかる場合があります。

7月は“社会を明るくする運動”強調月間です

社会を明るくする運動は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯してしまった人たちの更正について理解を深め、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする全国的な運動で、今年で第56回を数えます。

「更正保護の日」である7月1日からの1か月を強調月間として、全国各地で地域に根ざした様々な活動が展開されます。

地域でのふれあいを深める、家族の対話を多くするなど、誰もができることから始められる幅広い運動を呼びかけ、安全で安心して暮らせる地域づくりをめざします。



第56回 “社会を明るくする運動”

なるほど上下水道 No.2
 ~飲もう上水道・流そう下水道~

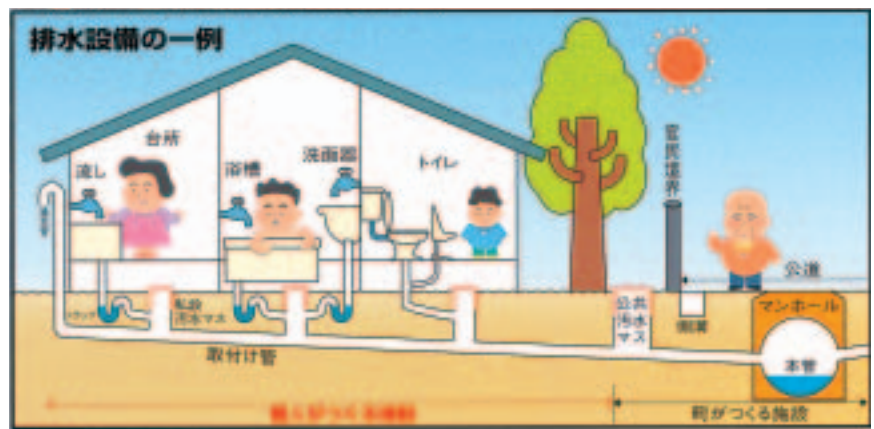
下水道につなぎましょう

本町の下水道は、公共下水道、農業集落排水、浄化槽の3タイプの事業で構成され、公共下水道は六郷地区中央部、農業集落排水は千畑地区の3地区と仙南地区の3地区ですすでに供用しています。浄化槽は公共下水道、農業集落排水の区域以外の全地域が対象です。

今月は六郷地区の下水道への接続工事についてお知らせします。

○排水設備工事

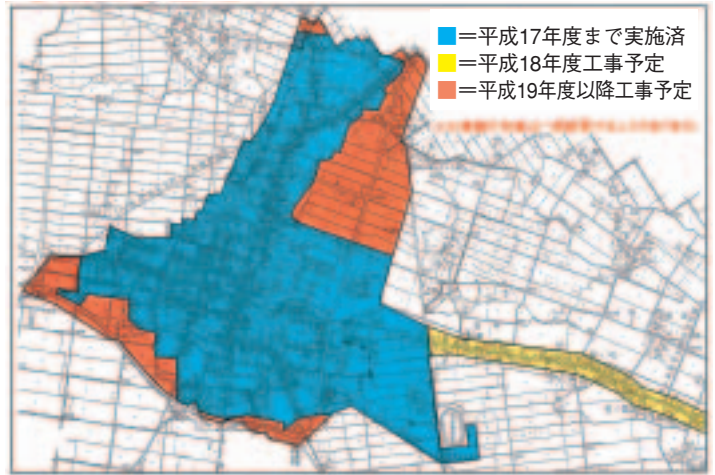
排水設備工事は、くみ取りトイレを水洗トイレに改造するとともに、台所や風呂、洗濯等の生活雑排水を下水道に接続する工事のことをいいます。これは、下水道に接続する方が費用を負担し、町が指定した「排水設備工事店」に依頼して行う工事です。



○排水設備の設置義務

下水道が使用できるようになった日(供用開始の告示)から3年以内に水洗トイレに改造しなければならないよう義務づけられています。また、浄化槽を使用している方々は浄化槽を廃止して下水道に接続しなければなりません。

下水道供用区域



○排水設備の改造資金の融資あっせん制度

供用開始区域において、水洗トイレや台所、風呂、洗濯等の排水設備を改造する費用、また浄化槽を廃止して下水道に接続しようとする方々に改造資金の融資をあっせんします。

- (1) 改造資金の限度額は、1戸につき80万円です。
- (2) 融資の償還は、融資を受けた翌月から60月以内で毎月均等償還です。直接金融機関に納付することになります。
- (3) 供用開始が告示された日から3年以内に融資あっせんを申請した方について、町が借入金に対する利子の全額を補給します。当該年度分の利子を年度末に支払いたします。

問い合わせ 役場(仙南庁舎)建設課 上下水道班 ☎0187-84-4910 📠0187-83-3105